

証券コード8202

2023年3月15日

(電子提供措置の開始日2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号

ラオックスホールディングス株式会社

代表取締役社長 飯田 健作

第47期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第47期 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.laox.co.jp/laox_ir/shareholders_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、適切な防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態のいかんにかかわらず、感染リスクを回避していただくため、当日のご出席に代えて事前書面による議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合でも、書面によって議決権を行使することができまので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区新橋 6-17-21 住友不動産御成門駅前ビル 1階
ベルサール御成門駅前
* 末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第47期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第47期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- お知らせ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
①事業報告の「企業集団の現況に関する事項（財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況）」、「会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本株主総会につきましては株主の皆様のご健康状態にかかわらず当日のご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

【来場される株主様へのお願い】

- ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

【当社の対応について】

- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 受付及び会場には、アルコール消毒液を設置いたします。

ご理解並びにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本定時株主総会の招集ご通知の印刷書面*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID・パスワードをご入力の上、お申込みください。

*書面交付請求をされた株主様へお送りしている内容と同様になります。



招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/8202/2303/>

受付期限

2023年3月24日（金） 23時59分まで

お申込み方法

- ①上記ウェブサイトアクセスし、ログインID・パスワードを入力してログイン
- ②ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック
- ③②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック
※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください
- ④受付完了画面に目安となる納期が表示され、受付完了メールが届きます
その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます

ログインIDおよびパスワードについて

ログインID 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

パスワード 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号（ハイフンなし）」

※12月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、12月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできませんのであらかじめご了承ください。

※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールが届きませんので、ご確認の上ご入力をお願いいたします。

※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。

「@srdb.jp」のドメインを受信可能な状態にしてください。

※ご提供いただきましたご送付先情報、メールアドレスは本件以外に使用することはありません。

次回の株主総会以降も引き続き書面のご送付を希望される場合は、別途証券会社または株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申出ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

当社の取締役（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますが、この度は新たな取締役候補者1名を含む、取締役9名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (1963年4月29日生)	1992年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 1995年 中文産業株式会社創立、代表取締役 2006年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役 2009年8月 当社代表取締役社長 2017年4月 株式会社アスコット 社外取締役 2021年3月 当社代表取締役会長（現任） 2021年5月 株式会社アスコット代表取締役会長（現任） 2022年7月 株式会社広済堂ホールディングス 取締役会長（現任）	12,478株 (12,478株)
2	や の て る じ 矢 野 輝 治 (1958年2月7日生)	1980年4月 株式会社ダイエー入社 1998年6月 株式会社ダイエーホールディングス コーポレーション財務経理企画部長 1999年9月 株式会社レコフ入社 2000年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社 取締役副社長 2012年4月 当社入社 管理本部本部長 2013年4月 当社執行役員 2014年3月 当社取締役 2020年7月 当社営業管理本部本部長 2021年4月 当社コーポレート統括本部本部長代行 2022年4月 当社取締役副社長（現任）	13,952株 (13,952株)
3	かく こう 郭 昂 (1978年5月14日生)	2007年4月 NISグループ株式会社入社 2009年6月 岩井証券株式会社（現岩井コスモホールディングス株式会社）入社 2010年6月 株式会社ISホールディングス入社 2019年2月 当社入社 2019年11月 中国弁護士資格取得 2021年4月 当社経営戦略部長 2023年1月 当社グループ経営企画室 副室長（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	きょう しん う 龔 震 宇 (1971年4月29日生)	1998年4月 蘇寧雲商集団股份有限公司（現蘇寧易購集団股份有限公司）入社 2007年1月 蘇寧易購集団総裁秘書 2013年1月 蘇寧易購集団副総裁兼香港地区本部執行総裁兼香港大区総経理 2016年2月 蘇寧易購集団マーケティング本部副総裁兼蘇寧国際公司総裁 2020年3月 蘇寧易購集団股份有限公司副総裁（現任） 2020年3月 当社取締役（現任） 2022年9月 カルフル（中国）控股有限公司 CEO（現任）	一株
5	でん え 田 睿 (1975年6月4日生)	1999年10月 蘇寧云商集団股份有限公司（現蘇寧易購集団股份有限公司）入社 2006年2月 蘇寧易購集団股份有限公司深圳大区総経理 2010年1月 蘇寧易購集団股份有限公司営業本部執行副総裁 2011年8月 蘇寧易購集団股份有限公司営業本部執行副総裁兼樂購仕中国常務副総経理 2013年2月 蘇寧易購集団股份有限公司総裁補佐兼店舗経営本部執行副総裁兼樂購仕中国事業部総経理 2017年3月 蘇寧易購集団股份有限公司副総裁（現任） 2019年9月 カルフル（中国）控股有限公司 CEO 2022年3月 当社取締役（現任） 2022年9月 蘇寧易購集団股份有限公司マーケティング管理本部副総裁（現任）	一株
6	あくつ やすひろ 阿久津 康弘 (1967年2月3日生)	1990年4月 株式会社第一勸業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 業務企画部シニアコーポレートオフィサー 2003年4月 株式会社みずほ銀行 人事部人事グループ参事役 2004年9月 K F i株式会社 エグゼクティブ・コンサルタント 2007年6月 K F i株式会社 代表取締役 2009年11月 東京国際コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任）	一株
7	じょ ばい ばい 徐 蓓 蓓 (1981年11月29日生)	2006年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 2014年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー（現任） 2016年3月 当社社外取締役（現任）	一株
8	なか だ よし あき 中 田 吉 昭 (1982年11月30日生)	2011年11月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2011年12月 竹川・岡・吉野法律事務所（現岡綜合法律事務所）入所 2020年10月 OMM法律事務所入所（現任） 2022年8月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	あいざわ けん 相澤 健 (1963年9月16日生)	2008年2月 環球法務事務所代表行政書士就任 2010年4月 弁護士法人ミライオ法律事務所上海支店所長 2013年3月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所上海支店所長 2015年9月 東京国際法務事務所代表行政書士(現任) 2018年10月 アカリ投資管理株式会社代表取締役(現任) 2022年8月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 所有する当社株式の数の欄の()内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 阿久津康弘、徐蓓蓓、中田吉昭及び相澤健の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阿久津康弘氏及び徐蓓蓓氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 阿久津康弘氏を社外取締役候補者とした理由は、危機管理、企業リスク管理、コンプライアンス推進のスペシャリストとして、大手事業法人などの内外企業に対する経営戦略策定プロジェクト、コンプライアンス、内部統制強化等についてのアドバイザー・プロジェクトを多数主導した経験を有し、また企業経営者としての幅広い見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 徐蓓蓓氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国EC事業の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
7. 中田吉昭氏を社外取締役候補者とした理由は、国内弁護士として豊富な知識と経験を有しており、独立した立場からの法的アドバイスと、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7か月となります。
8. 相澤健氏を社外取締役候補者とした理由は、中国の大手法律事務所等での行政書士及び支店所長としての豊富な経験を有しており、中国行政機関への申請等の各種アドバイスを期待するとともに、取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7か月となります。
9. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険期間は2024年2月29日迄であります。更新する予定であります。
10. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、龔震宇、田睿、阿久津康弘、徐蓓蓓、中田吉昭、相澤健の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。
その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の小山由紀夫氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、小山氏の補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、当社定款の定めにより、補欠監査役の任期は退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案は監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
きたざわ よういち 北澤 陽一 (1961年1月24日生)	1984年4月 株式会社丸井入社 1992年9月 株式会社ジオス入社 2007年9月 中文産業株式会社入社 2013年4月 当社入社 内部監査室長 2015年1月 当社法務部長 2022年4月 当社グループ総務・法務室副部長（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険期間は2024年2月29日迄であります。更新する予定であります。
3. 監査役との責任限定契約の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第38条第2項に基づき、北澤陽一氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
その概要は、監査役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任される飯田健作氏及び監査役を辞任される小山由紀夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈したいと存じます。その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めており、本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
いいだ けんさく 飯田 健作	2020年11月 当社執行役員 2021年3月 当社代表取締役社長（現任）
こやま ゆきお 小山 由紀夫	2022年3月 当社常勤監査役（現任）

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除により、個人消費の持ち直しの動きが続きました。しかし、ウクライナ情勢の影響による資源価格の上昇、円安の進行等により、依然として先行き不透明な厳しい経営環境にあります。

当社が主力に展開している小売業界につきましては、経済の正常化により、実店舗を有する多くの業態において一部回復の兆しが見られ、またコロナ禍により加速したEC販売においても、引き続き堅調に推移しております。一方、資源・原材料価格の高騰や人手不足の深刻化、物価高による消費マインドの低迷等、小売業界を取り巻く環境は厳しさが増しております。また、インバウンド情勢は水際対策の緩和により、訪日外国人旅行者数の回復が続いておりますが、中国国内でのコロナ感染拡大等の影響により、中国からの観光客の回復は遅れている状況となっております。

このような環境の中、当社グループにおいては、ミッションである「豊かで多様なライフスタイル“Global Life Style”の提案とその進化・創造の支援」の実現に向け、グループ各社の経営ミッションをより明確化しつつシナジーの最大化をはかるべく持株会社体制へ移行し、専門性の追求による事業基盤の強化ならびに、収益力を高めるためのコスト合理化に努めてまいりました。

ギフト販売においては、新たな“お祝い”マーケットの拡大に向けて、従来取扱いのないカテゴリーのラインナップを強化しました。また、新たな消費需要の開拓に向けて、独自性、話題性の高い商品や売場展開を強化しております。インバウンド販売においては、訪日外国人旅行者数の増加を受けて、成田空港内の免税店舗を営業再開したほか、新たな取り組みとして、日本から中国に向けた日本食品の輸出を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、アセット・サービス事業において不動産売却案件が生じたものの、海外事業において中国本土の「ゼロコロナ政策」による経済活動の制限を大きく受け、売上高は55,127百万円（前年同期比19.1%減）となりました。損益面は、継続して取り組んだ構造改革の効果がみられ採算が改善した結果、営業利益は49百万円（前年同期は2,846百万円の損失）となりました。経常利益は、貸倒引当金戻入額等が発生したことにより490百万円（前年同期は2,151百万円の損失）となりましたものの、店舗閉鎖に伴う減損損失等を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は69百万円（前年同期は7,110百万円の損失）となりました。

なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。このた

め、前年同期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「第47期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）連結計算書類 連結注記表」をご参照下さい。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

（リテール事業）

主力のギフト販売では、お祝いマーケットや新たなギフト需要の拡大に向けて、従来取扱いのないカテゴリーやブランドの拡充、オリジナル商品の開発を強化しました。出産祝い市場に本格参入し、出産お祝いギフトカタログの「のびのびBaby」は、ママ・パパ・ベビーを笑顔にする可愛いデザインに、他社にはない幅広い価格帯、多彩な商品ラインナップにより、発売直後から好調なスタートを切っております。また、業界初となる希少和牛だけを取り揃えたカタログギフト「和牛苑」や、ウォルト・ディズニー・ジャパン社と協力し、日本全国にディズニーの魔法を届ける新プロジェクト「Share The Magic!」など、付加価値の高い商品やサービスの開発を進めてまいりました。さらに、実店舗とオンラインストアの連携を加速させ、ECサイトの強化をはかるとともに、業界初となるメタバースカタログも発行し、お客様に新たなギフト体験を提供しました。加えて、グリーン住宅ポイントのスポット案件の獲得により売上高は堅調に推移しました。

その一方、採算の目途が立たないアジアコスメ専門店および一部のアジア食品専門店の閉店を行い、収益改善、コスト圧縮、リソースの効率化を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は42,571百万円（前年同期比4.6%減）となりました。なお、前年の売上高については、前年4月に株式を譲渡しております靴事業と前年8月以降に閉店したインバウンド店舗の売上高が含まれておりますので、減収となっておりますが、前年に実施したインバウンド店舗閉店等の構造改革の効果に加え、販売商品のマージンミックス改善の効果や、物流費や販売管理費等の継続的なコスト管理の結果、損失額は大幅に改善し、セグメント利益は863百万円（前年同期は460百万円の損失）となりました。

（海外事業）

海外事業では、中国大陸の「ゼロコロナ政策」による数か月におよぶロックダウンなどの影響で、小売店や飲食店の休業、物流網の遅延、寸断等、経済行動に大きな制限を受けました。またゼロコロナ政策の解除後は、徐々に経済活動が再開したものの、中国国内での新型コロナウイルスの感染急拡大による従業員の罹患等の影響で、店舗休業を余儀なくされたほか、物流機能も停滞しました。また越境ECにおいては、消費行動の変化等により取引額が減少しております。一方、新たなビジネス機会として、日本食品の輸出を開始し、事業拡大に向けて検討を進めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、8,165百万円（前年同期比57.8%減）となり、セグメント損失は187百万円（前年同期は363百万円の損失）となりました。

(アセット・サービス事業)

アセット・サービス事業では、運営する商業施設およびグループ遊休不動産の有効的な活用に向けて取り組みを進めるとともに、一層のキャッシュ・フローの改善、コスト圧縮をはかる取り組みを推進しております。一方で、当連結会計期間にクロージングをむかえた不動産売却案件の影響により、増収増益となっております。

インバウンド店舗においては、休業しておりました成田空港国際線第2ターミナル内の免税店を8月に営業再開し、国際線旅客数の増加に伴い、売上高も拡大傾向が続いております。また秋葉原本店においては、訪日観光客に向けて商品構成を変更し、一部売場にてテスト販売を開始いたしました。しかしながら、主要顧客である中国からの観光客の客足が遅れていることから、本格的なインバウンドの回復局面には至っておりません。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、4,390百万円（前年同期比4.6%増）となり、セグメント利益は388百万円（前年同期は831百万円の損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、営業損失が継続しておりましたが、当連結会計年度においては営業利益に転換しました。しかしながら、営業キャッシュ・フローはマイナスの状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりますが、当社グループでは当該重要事象等を解消、改善するため以下の対応策を講じております。

- ① リテール事業においては、新規顧客層の獲得に向けて、日常の多様なギフトシーンに対応し、人気のオリジナルスイーツブランドの常設店展開や販路拡大、新商品の開発に取り組むことで、手土産需要を拡大します。また、自家需要ニーズに対応する新ブランドを立ち上げ、希少価値の高い和牛やスイーツといった家での贅沢を叶える付加価値の高い商品を開発し、新たな販路開拓に取り組みます。
- ② 海外事業においては、子会社間の連携を強化し、中国に向けて日本食品を中心とした輸出・販売を強化いたします。また、中国国内において経営資源を日本ブランド商品や、PB商品の販売強化に集中させ、好評を得ている日本料理店「くろぎ」の一層のマーケティング強化など、中国での収益基盤の拡大をはかります。
- ③ アセット・サービス事業においては、既存運営施設の効率化をはかり、施設へのテナント誘致や集客力のあるコンテンツの導入を積極的に行うとともに、グループ遊休不動産をインバウンド店舗として転用することで収益改善に繋げてまいります。インバウンド店舗では、訪日観光客数の動向を注視しながら、営業再開を進め、免税店としての新しい形を追求し商品構成の見直し、品揃えの拡充を進めてまいります。
- ④ グループ組織横断でシナジー効果を高めるべく、当社グループ各企業の機能及び人材を最大限に活用し、事業の連携による商品の供給や、物流網を活用す

ることにより、人件費・販売費及び一般管理費の削減を実施し、総コストを改善し、各事業において最大限の販売を行うことで確実に収益の改善をはかってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3)設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は379百万円であります。

その主な内訳は、リテール事業における新規出店投資などによるものです。

(4)資金調達の状況

該当事項はありません。

(5)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

ラオックス・トレーディング株式会社は、2022年10月3日をもって会社分割により、当社の貿易事業及びインバウンド関連商品の販売事業を継承し、設立された会社です。

(6)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、2022年12月29日に、当社の保有する尚陽楽購仕投資有限公司の出資持分の全てをHyperion Japan Investment Limitedに譲渡いたしました。

(7)重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
シャディ株式会社	東京都港区	100	100.0	ギフト商品販売卸売
ラオックス・ロジスティクス株式会社	栃木県栃木市	100	100.0	物流業
ラオックス・リアルエステート株式会社	東京都千代田区	98	100.0	商業不動産運営事業
ラオックス・トレーディング株式会社	東京都港区	90	100.0	貿易・インバウンド事業
樂弘益(上海)企業管理有限公司	中華人民共和国	1,500	100.0	中国事業の統括・管理業務

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式数 91,416,714株（自己株式の数1,918,389株を除く。）
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主総数 24,915名（自己株式分1名を除く。）
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
GRANDA MAGIC LIMITED	27,783 千株	30.39 %
HANMAX INVESTMENT LIMITED	25,888	28.32
日 本 観 光 免 税 株 式 会 社	5,489	6.01
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	1,089	1.19
山 下 覚 史	835	0.91
中 文 産 業 株 式 会 社	542	0.59
グ ロー バ ル ワ ー カ ー 派 遣 株 式 会 社	290	0.32
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	240	0.26
張 明	175	0.19
田 中 憲 昭	165	0.18

- (注) 1. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧易購集团股份有限公司の100%孫会社であります。
 2. 持株比率は自己株式1,918,389株を控除して計算しています。
 3. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。

3. 会社の新株予約権等の状況（2022年12月31日現在）

（その他新株予約権等に関する重要な事項）

2019年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第6回新株予約権）

割当日	2019年7月5日
新株予約権の数	52,810個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	総額 10,562,000円 （内訳） 当初発行分5,281,000円 （新株予約権1個あたり100円） 期間延長に伴う払込金5,281,000円 （新株予約権1個あたり100円）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,281,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313円
新株予約権の行使期間	2019年7月8日～2027年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 156.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ない
新株予約権の譲渡に関する事項	—
割当先	グローバルワーカー派遣株式会社

（注）2022年6月24日開催の取締役会において、本新株予約権の行使期間の延長、発行価額の変更及び資金使途に係る支出予定時期の変更を承認しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	羅 怡 文	株式会社アスコット 代表取締役会長 株式会社広済堂ホールディングス 取締役会長
代表取締役社長	飯 田 健 作	
取締役副社長	矢 野 輝 治	
取 締 役	龔 震 宇	蘇寧易購集团股份有限公司 副総裁 カルフル (中国) 控股有限公司 CEO
取 締 役	田 睿	蘇寧易購集团股份有限公司 副総裁 蘇寧易購集团股份有限公司マーケティング管理本部副総裁
取 締 役	阿久津 康 弘	東京国際コンサルティング株式会社 代表取締役
取 締 役	徐 蓓 蓓	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
取 締 役	中 田 吉 昭	OMM法律事務所
取 締 役	相 澤 健	東京国際法務事務所代表行政書士 アカリ投資管理株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	小 山 由 紀 夫	
監 査 役	芝 正 二	シャディ株式会社 監査役
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P トランザクション・アドバイザー・サービス株式会 社 代表取締役
監 査 役	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(監査等委員) ニューラルポケット株式会社 社外取締役 B i o n i c M株式会社 社外監査役 シャディ株式会社 監査役 ファイメクス株式会社 社外監査役
監 査 役	華 志 松	蘇寧易購集团股份有限公司 監査役

- (注) 1. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓、中田吉昭、相澤健の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小山由紀夫、上村明、山岸洋一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 芝正二氏は、2023年1月13日付で社外監査役として登記されました。
5. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓の両氏と、監査役 小山由紀夫、上村明、山岸洋一の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

②経営戦略委員会委員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※経営戦略委員会委員	羅 怡 文	代表取締役会長 株式会社アスコット 代表取締役会長 株式会社広濟堂ホールディングス 取締役会長
※経営戦略委員会委員	飯 田 健 作	代表取締役社長
※経営戦略委員会委員	矢 野 輝 治	取締役副社長
経営戦略委員会委員	洪 東	役員秘書、PRコミュニケーション担当
経営戦略委員会委員	趙 暁 輝	シャディ株式会社 取締役副社長
経営戦略委員会委員	池 内 大 介	グループ財務経理室長 兼 グループ経営企画室長

- (注) 1. 2022年9月までは執行役員制度を採用しておりましたが、当社が持株会社体制に移行した2022年10月以降は執行役員制度を廃止し、新たに経営戦略委員を選任し経営戦略委員会を設置しております。
2. ※印の経営戦略委員会委員は、取締役を兼務しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員、管理職従業員、役員と共同被告になった従業員、及びそれらの配偶者や相続人であり、当該保険契約は、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填するものです。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については、補填の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役においては会社の持続的成長と企業価値向上への貢献の度合、非業務執行取締役（社外取締役を含む）においては取締役会における提案・助言・監督等の貢献の度合を踏まえて決定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う非業務執行取締役（社外取締役を含

む)については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給いたします。なお、基本報酬と業績連動報酬等の割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、概ね1：1の比率を目安としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長羅怡文及び代表取締役社長飯田健作の2名に個人別の具体的報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価等を行うには代表取締役会長及び代表取締役社長の2名が最も適しているとの判断に基づくものであります。取締役会は決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (4名)	112百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	13百万円 (8百万円)
計 (うち社外役員)	18名 (7名)	126百万円 (12百万円)

(注)1. 報酬等の総額は、基本報酬のみであり、業績連動報酬や非金銭報酬等はありません。

2. 報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額24百万円（取締役23百万円、監査役0百万円）を含めております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 料	目 金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	30,412	流 動 負 債	17,109
現金及び預金	10,480	支払手形及び買掛金	7,914
受取手形及び売掛金	13,037	電子記録債権	1,960
棚卸資産	3,806	短期借入金	1,200
前渡の引当金	2,128	未払法人税等	2,127
貸倒引当金	1,783	未払約束手引当金	79
	△823	前賞与引当金	2,068
		製品補償引当金	82
固 定 資 産	10,532	厚年生金基金脱退引当金	140
有形固定資産	5,337	製造損失引当金	14
建物及び構築物	2,761	転契約損失引当金	21
機械装置及び運搬具	740	転契約損失引当金	88
工具、器具及び備品	111	転契約損失引当金	319
土地	1,616	その他	1,093
リース資産	107	固 定 負 債	3,507
		長期借入金	91
無 形 固 定 資 産	1,224	繰上退職給付引当金	617
ソフトウェア	986	役員退職給付引当金	75
その他	237	転契約損失引当金	168
		退職給付に係る負債	253
		退職給付除の負債	1,035
		退職給付除の負債	312
		退職給付除の負債	951
		負 債 合 計	20,617
投 資 其 他 の 資 産	3,970	純 資 産 の 部	
関係会社出資	263	株 主 資 本	19,697
長期貸付	2,860	資本剰余金	100
繰上延税金及び引当	79	資本利益剰余金	17,652
敷金及び保証金	2,830	自己株式	4,364
貸倒引当金	1,472		△2,419
	△3,534	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	619
		その他有価証券評価差額金	2
繰 上 延 資 産	0	為替換算調整勘定	614
株式交付費	0	退職給付に係る調整累計額	3
		新 株 予 約 権	10
		純 資 産 合 計	20,327
資 産 合 計	40,944	負 債 純 資 産 合 計	40,944

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
高		55,127
価		40,445
益		14,681
費		14,631
益		49
息	19	
益	211	
額	353	
他	48	632
用		
息	23	
失	82	
却	29	
他	56	192
益		490
益		
益	1	
入	22	
益	356	
額	62	
他	72	514
失		
損	96	
失	165	
損	205	
失	58	
失	96	
額	131	
金	108	
他	67	930
益		74
税		52
額		△44
益		66
損		△2
純		69

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	8,362	流動負債	1,870
現金及び預金	4,954	短期借入金	300
現売掛金	0	未払金	669
棚卸資産	4	未払費用	205
前払渡金	8	未払法人税等	12
前払費用	145	受取金	59
関係会社短期貸付金	2,416	預り金	127
未収入金	737	賞与引当金	15
その他の金	103	製品保証損失引当金	14
貸倒引当金	△5	厚生年金基金脱退損失引当金	21
		転貸損失引当金	88
		契約損失引当金	319
		その他	37
固定資産	10,589	固定負債	2,627
有形固定資産	526	繰延税金負債	4
建物	135	退職給付引当金	270
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	67
器具備品	2	関係会社整理損失引当金	370
土地	388	転貸損失引当金	168
		契約損失引当金	253
無形固定資産	5	資産除去債務	307
		その他の	1,185
投資その他の資産	10,057	負債合計	4,498
投資有価証券	111	純資産の部	
関係会社株	6,657	株主資本	14,441
関係会社出資	76	資本金	100
長期貸付金	2,860	資本剰余金	17,356
関係会社長期貸付金	2,677	資本準備金	11,000
破産更生債権等	1,981	その他資本剰余金	6,356
長期未収入金	2,477	利益剰余金	△595
敷金及び保証金	1,670	その他利益剰余金	△595
その他の金	243	繰越利益剰余金	△595
貸倒引当金	△8,697	自己株式	△2,419
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		新株予約権	10
		純資産合計	14,454
資産合計	18,952	負債純資産合計	18,952

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売上高		6,801
売上原価		4,955
売上総利益		1,846
販売費及び一般管理費		2,435
営業損外		△589
受取利息	95	
貸倒引当金戻入	102	
その他	220	
営業外費用	3	422
支払利息	11	
株式交付費償却	28	
有価証券運用損	11	
地価代	9	
その他	13	75
経常損失(△)		△243
特別利益		
固定資産売却益	1	
資産除去債務戻入	356	
その他	42	399
特別損失		
減損	10	
店舗整理損	133	
契約損失引当金繰入	131	
関係会社出資金売却	424	
その他	123	823
税引前当期純損失(△)		△667
法人税、住民税及び事業税		△74
法人税等調整額		1
当期純損失(△)		△595

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

ラオックスホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴェンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックスホールディングス株式会社（旧会社名 ラオックス株式会社）の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックスホールディングス株式会社（旧会社名 ラオックス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

ラオックスホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックスホールディングス株式会社（旧会社名 ラオックス株式会社）の2022年1月1日から2022年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

ラオックスホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	小山 由紀夫	㊟
監査役（社外）	芝 正 二	㊟
監査役（社外）	上 村 明	㊟
監査役（社外）	山 岸 洋 一	㊟
監査役	華 志 松	㊟

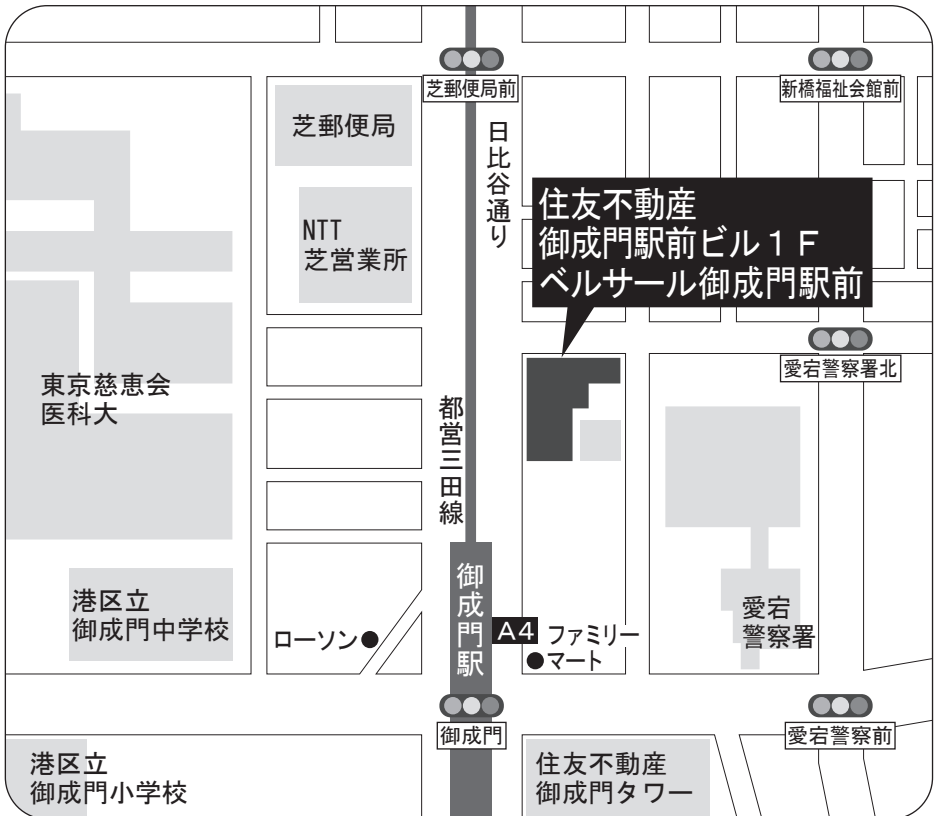
以 上

株主総会会場ご案内

東京都港区新橋 6-17-21

住友不動産御成門駅前ビル 1階 ベルサール御成門駅前

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご来場ください。



都営三田線「御成門駅」 A4 出口 徒歩1分
(お車でのご来場はご遠慮ください)

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

株主各位

第47期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第47期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）

■事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社役員に関する事項
3. 会計監査人の状況
4. 業務の適正を確保するための体制
5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

ラオックスホールディングス株式会社

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 2019年12月期	第 45 期 2020年12月期	第 46 期 2021年12月期	第 47 期 (当連結会計年度) 2022年12月期
売 上 高 (百万円)	129,520	82,988	68,149	55,127
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△3,684	△3,444	△2,151	490
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△7,872	△16,641	△7,110	69
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円・銭)	△118.58	△182.04	△77.78	0.76
総 資 産 (百万円)	85,327	63,523	46,720	40,944
純 資 産 (百万円)	44,221	27,575	20,115	20,327

(注)当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 2019年12月期	第 45 期 2020年12月期	第 46 期 2021年12月期	第 47 期 (当事業年度) 2022年12月期
売 上 高 (百万円)	57,333	17,818	12,216	6,801
経 常 損 失 (△) (百万円)	△2,656	△4,683	△2,799	△243
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△6,925	△16,363	△8,482	△595
1株当たり当期純損失(△) (円・銭)	△104.31	△179.00	△92.79	△6.51
総 資 産 (百万円)	51,477	32,944	24,490	18,952
純 資 産 (百万円)	39,876	23,529	15,039	14,454

(注)当社は、2022年10月3日付で持株会社体制に移行しております。

(2) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、「リテール事業」「海外事業」「アセット・サービス事業」を展開しております。

リテール事業とは、ギフト関連商品の販売事業及び国内において食品やコスメを中心とした販売をリアル店舗とオンラインストアで展開する事業です。

海外事業とは、日本の良質な商品を中心に、BtoC及びBtoB、リアル及びネットなどを問わず、様々なチャネルやネットワークを通じて、貿易・グローバルEC等を展開する事業です。

アセット・サービス事業とは、複合商業施設の運営と管理、不動産売買及び仲介を展開する事業です。

(3) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

事業名	社名	事業所
リテール事業	シャディ株式会社	本社：東京都港区 店舗：東京都2店舗 東京物流センター：栃木県栃木市
海外事業	楽弘益(上海)企業管理有限公司	本社：中国上海
	ラオックス・トレーディング株式会社	本社：東京都港区
アセット・サービス事業	ラオックス・リアルエステート株式会社	本社：東京都千代田区 事業所：千葉県千葉市

(4) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 当社連結グループ従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	増減(名)
リテール事業	441(416)	△8(9)
海外事業	64(-)	△88(-)
アセット・サービス事業	134(172)	△57(△58)
全社(共通)	79(1)	△18(1)
合計	718(589)	△171(△48)

- (注) 1. 従業員数は、当社連結グループから当社連結グループ外への出向者を除き、当社連結グループ外から当社連結グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
88(11)	△132(△7)

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、パートタイマー等の臨時従業員数であります。
2. 当社は、2022年10月3日付で持株会社体制に移行しております。

(5) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先名	借入残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	950
三井住友信託銀行株式会社	200

- (注) 2022年12月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第30条（取締役の責任免除）第2項、及び第38条（監査役の責任免除）第2項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その責任限度額は、法令が限定する額としています。

(2) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	阿久津 康 弘	当期開催の取締役会17回のうち17回出席。会社経営者として、またコンプライアンス体制構築・内部監査高度化支援等の分野における識見に基づき、コンプライアンス分野や内部統制等について適宜質問をし、助言を行った。
取 締 役	徐 蓓 蓓	当期開催の取締役会17回のうち17回出席。中国弁護士としての識見に基づいて、中国貿易及び中国E C事業の運営、中国での法令の改正等について助言を行った。
取 締 役	中 田 吉 昭	取締役就任後の取締役会7回のうち7回出席。国内弁護士としての実務を背景とした識見に基づいて、会社訴訟・非訟案件などを始めとする企業活動について、適宜質問をし、意見を述べた。
取 締 役	相 澤 健	取締役就任後の取締役会7回のうち6回出席。中国法律事務所での代表行政書士等としての識見に基づいて、中国への貿易や許認可申請等について、適宜質問をし、助言を行った。
監 査 役	小 山 由紀夫	監査役就任後の取締役会14回のうち14回出席、また監査役会10回のうち10回出席。総務・法務部門の責任者、常勤監査役等の経験を背景とした識見に基づいて、企業の債権管理や事業の適法性等について適宜質問をし、意見を述べた。
監 査 役	上 村 明	当期開催の取締役会17回のうち16回出席、また監査役会12回のうち11回出席。法律事務所の代表弁護士としての識見に基づいて、法律的な視点から企業運営について適宜質問をし、意見を述べた。
監 査 役	山 岸 洋 一	当期開催の取締役会17回のうち16回出席、また監査役会12回のうち11回出席。会社経営者として、また公認会計士としての識見に基づき、企業運営について適宜質問をし、意見を述べた。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

阿久津康弘氏は、東京国際コンサルティング株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、東京国際コンサルティング株式会社は当社との間に取引関係はありません。

徐蓓蓓氏は、江蘇世紀同仁弁護士事務所のパートナーを兼任しております。なお、江蘇世紀同仁弁護士事務所は当社との間に取引関係はありません。

中田吉昭氏は、OMM法律事務所のメンバーを兼任しております。なお、OMM法律事務所は当社との間に取引関係はありません。

相澤健氏は東京国際法務事務所の代表行政書士及びアカリ投資管理株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、東京国際法務事務所及びアカリ投資管理株式会社は当社との間に取引関係はありません。

上村明氏は、上村・大平・水野法律事務所代表及びK P トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、上村・大平・水野法律事務所及びK P トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社は当社との間に取引関係はありません。

山岸洋一氏は、キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長、株式会社ディー・エル・イー 社外取締役(監査等委員)、ニューラルポケット株式会社 社外取締役、BionicM株式会社 社外監査役、ファイメクス株式会社 社外監査役を兼任しております。なお、これらの兼職先と当社との間に取引関係はありません。

③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役1名が、役員を兼任する子会社等から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 50百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項は特にありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制を有効に機能させるための機関として、コンプライアンス委員会等を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する体制の整備、モニタリング、見直し等を行ないます。
- ② 当社グループ内における職務執行の指針として、コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等を定めるとともに、グループ内部監査室を設置し、内部監査規程に沿って各部署における職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ③ 社内規程・社会規範に反する行動の抑止力として、コンプライアンス委員会の下部組織として賞罰委員会を設置し、倫理観の向上を図ります。
- ④ 社内教育研修機関の研修カリキュラムの一環として、内部統制・コンプライアンス研修を実施します。
- ⑤ コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程に基づき、通報先・相談窓口としての「グループ企業倫理ヘルプライン」を設置します。
- ⑥ 当社グループは、特定株主からの利益供与要求や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、全社を挙げて毅然とした態度で対応し、一切の関係遮断に取り組みます。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として、取締役会の機能をグループ経営戦略の立案や業務執行の監督に特化し、子会社取締役には業務執行責任を担わせ、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図ることにより、効率的な経営体制を構築します。

- ② グループ中期経営計画を策定し、中期経営計画に沿って各部門間の予算・人員の配分を行い、計画目標達成のための諸施策を実行します。
 - ③ 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務遂行状況の監督等を行います。
 - ④ 経営戦略委員会を毎月開催し、常務的事項の意思決定や、取締役会上程議案の審議・決定等を行います。
- (3) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
取締役会、経営戦略委員会等の重要な会議に関する議事録や、代表取締役・業務執行取締役その他の職務執行に係る情報については、法令並びに文書管理規程・情報管理規程その他諸規程に基づいて、適切に保存及び管理を行います。
- (4) **損失の危険の管理に対する規程その他の体制**
- ① リスク管理規程に則って、リスクの早期発見・通報、緊急事態対策本部の設置、損失の危険への対応、対応策の有効性評価にまで至るリスクマネジメント体制を確立します。
 - ② グループ内部監査室は、社内におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については、代表取締役に都度報告します。
 - ③ 内部通報規程に基づいた「企業倫理ヘルプライン」を通じて、リスクの早期発見に努めます。
- (5) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、関係会社管理規程等に基づき、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務執行について、当社の取締役会、経営戦略委員会において、審議・報告します。
 - ② 子会社もコンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン、重要事実等の公表・内部者取引防止規程等の対象に含めて、その順守を指導しています。
 - ③ グループ内部監査室は、内部監査計画に則って、定期的に子会社の内部監査を実施します。
 - ④ 当社の監査役は、必要に応じて子会社の業務の適正性について、子会社に対して報告を求め、調査を行います。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役が職務補助の使用人を求めた場合は、その求めに応じこれを設置するものとします。
- (7) **前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
監査役が職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従いその職務を行うものとし、当該使用人の人事考課は監査役が行うこととします。また、人事異動・処遇については監査役と取締役が協議し、常勤監査役の同意を得た上で決定することとします。
- (8) **当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会・経営戦略委員会を始めとする重要会議に出席し、取締役・使用人などからの報告を聴取します。また重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関して、不正の行為または法令や定款に違反する事実の有無を含めて、業務状況を調査します。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンス違反の事実を発見した場合は、直接監査役に報告するほか、「グループ企業倫理ヘルプライン」を経由して、監査役並びにコンプライアンス委員会に報告することができるものとします。
- ③ 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をしたことを理由として、その者たちに不利益な取り扱いをすることを禁止します。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制整備のため、定期的に代表取締役と会合を持ち、情報・意見交換等を行います。
- ⑤ 監査役は、グループ内部監査室と緊密な連携を図るとともに、財務・総務・法務等の部門に対して、必要に応じて協力を求めるものとします。
- ⑥ 当社は、監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払います。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の取組み状況

- ① グループの企業倫理ヘルプラインの有効性を強化するために、外部ヘルプライン（社外窓口）の運営を、第三者であるリスクマネジメント専門企業に委託するとともに、案内ポスターやコンプライアンスカードの配布等により、当該社外窓口の社内通知を徹底いたしました。
- ② グループ社員に対して月3回のコンプライアンス関連メールマガジンを発行し、コンプライアンスに対する啓蒙を行いました。また、新型コロナウイルスの流行状況下において、オンラインによる従業員向けコンプライアンス研修を実施いたしました。
- ③ 取引先については「反社会的勢力排除規程」・「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしています。
- ④ 「関連当事者取引に関する規程」に基づき役員等に不適正な関連当事者取引が無いことを確認しました。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の取組み状況

取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経

営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

また、企業を取り巻く環境の変化に機動的に対応し、常務的事項の意思決定や取締役会上程議案の審議・決定を行うために、定期的に経営戦略委員会を開催し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。なお、執行役員制度を採用していた2022年9月までは執行役員会を開催しておりましたが、当社が持株会社体制に移行した2022年10月以降は、執行役員制度を廃止し新たに経営戦略委員会を設置・開催しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の取組み状況

取締役会議事録、執行役員会議事録、経営戦略委員会議事録、稟議書等は規程に基づき、保存期間・所管部署を定めて適切に管理・保存しております。

(4) 損失の危機の管理に対する規程その他の体制の取組み状況

財務報告の信頼性確保のため、内部監査計画に基づきグループ内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。内部統制評価については、会計監査人の監査を受けております。また、子会社も含めて41回の内部監査を行い、当社グループ全体の業務の実施状況及びコンプライアンスの遵守状況の監査を行いました。企業倫理ヘルプラインの運用については、グループ総務・法務室とグループ内部監査室が連携して通報案件に対応しております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の取組み状況

① 執行役員会を10回、経営戦略委員会を3回開催し、経営基本理念、方針及び目標を当社グループ全体で共有するとともに、グループ経営会議等で子会社の業務執行についての報告を受けております。また、子会社各社を含むグループ全体の予算管理や稟議の閲覧などを通じ、その業務の適正性の確認を行いました。

② 子会社に関しては、内部統制に関する規程の作成や運用評価の仕組みの構築、内部通報制度の導入による外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図っております。

(6) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制の取組みの状況

① 監査役会を12回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、代表取締役と定期的に会合を設け、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について、意見及び情報交換を行いました。また、取締役会、執行役員会、経営戦略委員会等に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役、執行役員、経営戦略委員会委員、従業員と意思疎通を図り情報の収集・調査に努めております。さらに、グループ監査役連絡会を2回開催、グループ監査役活動報告書による情報共有を2回実施し、子会社の監査役からの監査活動報告を受けて監査の実効性の向上を図っております。

② 監査役の職務を補助する組織としてグループ内部監査室に委嘱し、監査役会の指揮に基づき監査役会の事務局の運営にあたらせております。また、グループ内部監査室の人事等は、監査役の同意を得た上で決定しております。

- ③ 監査役は、定期的にグループ内部監査室と会合を持ち、内部監査報告書等の提出を受けております。また、四半期ごとに会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに意見交換を実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当による株主の皆様への利益還元を最重要施策の一つであると強く認識しております。

当社の剰余金配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、かつ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議により配当することができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期の配当については、個別決算における繰越利益剰余金が欠損の状況であることから、誠に遺憾ながら無配とさせて頂きたいと存じます。

今後におきましては、更なる構造改革を含めた事業計画を着実に実施し、株主様への安定的な利益還元をできるよう取り組んでまいります。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	42,499	△20,657	△2,419	19,521
会計方針の変更による累積的影響額			105		105
会計方針の変更を反映した当期首残高	100	42,499	△20,551	△2,419	19,627
当期変動額					
欠損填補		△24,846	24,846		—
親会社株主に帰属する当期純利益			69		69
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△24,846	24,916	△0	69
当期末残高	100	17,652	4,364	△2,419	19,697

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3	581	△37	540	5	47	20,115
会計方針の変更による累積的影響額							105
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3	581	△37	540	5	47	20,220
当期変動額							
欠損填補							—
親会社株主に帰属する当期純利益							69
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	33	40	78	5	△47	37
当期変動額合計	5	33	40	78	5	△47	107
当期末残高	2	614	3	619	10	—	20,327

連 結 注 記 表

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

主要な会社名 シャディ株式会社、ラオックス・トレーディング株式会社、ラオックス・リアルエステート株式会社、楽弘益（上海）企業管理有限公司

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、新設分割により設立したラオックス・トレーディング株式会社を連結の範囲に含めております。上海弘楽国際旅行社有限公司ほか2社は清算終了したこと、また、楽購仕（済南）商貿有限公司は、同社が実施した第三者割当増資に伴い、当社の持株比率が40%に低下したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 上海榭迪文化创意有限公司

非連結子会社1社は、小規模であり、かつ合計での総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 3社

主要な会社名 楽購仕（山東）越境電子商務有限公司、上海緑地楽購思貿易有限公司

(2) 持分法適用範囲の変更

楽購仕（済南）商貿有限公司は、同社が実施した第三者割当増資に伴い、当社の持株比率が40%に低下したことにより、当連結会計年度より、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。なお、同社は、楽購仕（山東）越境電子商務有限公司に商号を変更しております。また、尚陽楽購仕投資有限公司は、当連結会計年度に出資持分を全て売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 上海榭迪文化创意有限公司

主要な関連会社 日本華揚聯衆デジタルソリューション株式会社

持分法を適用していない非連結子会社1社及び関連会社3社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品及び製品 先入先出法に基づく原価法

ただし、ギフト商品販売卸売業は移動平均法による原価法

販売用不動産 個別法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。
建物（建物附属設備）2～39年、その他2～54年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用（投資その他の資産「その他」を含む。）

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間又は経済的耐用年数（2～14年）により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却して
おります。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

④厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑤転貸損失引当金

転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑥契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑦役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

卸売販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。また、当社グループで発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。自社商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に又は顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に、収益を認

識しております。

なお、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(7) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 百万円未満の端数処理については連結計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。
- ② 当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。
- ③ 当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

5. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、輸出版売については、従来、検収日に収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、発行した商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識する方法又は顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識する方法へ変

更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を適及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は11百万円、売上原価は32百万円、販売費及び一般管理費は17百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ37百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は105百万円増加しております。

収益認識基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益に係る財又はサービスの履行義務を充足する前に顧客から対価を受け取ったものについて、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産「その他」に含めていた「前渡金」(前連結会計年度1,046百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記していた営業外費用「地代家賃」(当連結会計年度9百万円)は、金額が僅少のため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において特別損失「その他」に含めていた「店舗整理損」(前連結会計年度129百万円)及び「特別退職金」(前連結会計年度56百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。また、前連結会計年度において区分掲記していた「転貸損失引当金繰入額」(当連結会計年度17百万円)は、金額が僅少のため、当連結会計年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社の連結子会社である上海俾誼智鏈科技有限公司が当社の関係会社である蘇寧易購集団股份有限公司及びその系列会社（以下、「同社」という）に対して有する受取手形及び売掛金1,654百万円に対して486百万円の貸倒引当金（流動資産）を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、営業債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社グループは、延滞の事実に基づき同社に対する債権を貸倒懸念債権に分類したうえで、同社の信用状況、営業債権の滞留状況等を把握し、同社と合意した返済計画と返済実績に基づく回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上しております。

当社グループは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しておりますが、今後の同社の経営成績及び財政状態の変化等により返済計画が順守されない場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の貸倒引当金の計上が必要になり、損益に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 転貸損失引当金、契約損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

転貸損失引当金256百万円、契約損失引当金572百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、定期建物賃貸借契約を対象に、全般的な不動産市況に加え、個別物件ごとに、当社の活用方針、物件の地域特性、今後の賃貸需要見通し、賃借契約の残存期間、外部の専門家の意見書等を勘案して、将来の損失負担額を合理的に見積り、転貸損失引当金及び契約損失引当金を計上しております。

当社は、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき、転貸損失引当金及び契約損失引当金を計上しておりますが、将来の不動産市況の悪化等の影響により、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の引当金の計上が必要になり、損益に影響を及ぼす可能性があります。

8. 会計上の見積りの変更に関する注記

（退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更）

当社は、当連結会計年度より従業員が大幅に減少し合理的な数理計算上の見積りを行うことが困難となったため、当連結会計年度から退職給付債務の計算を原則法から簡便法に変更しております。これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が22百万円増加しております。

9. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	3,149百万円
販売用不動産	297百万円
仕掛品	2百万円
原材料及び貯蔵品	356百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 16,400百万円

(3) 担保提供資産	
担保に供している資産	
現金及び預金	600百万円
建物及び構築物	2,604百万円
土地	1,227百万円

計 4,431百万円

(上記に対する債務)

 短期借入金 1,150百万円

上記のほか、定期預金199百万円を営業取引保証のため担保に供しております。

(4) 受取手形割引高
 受取手形割引高 754百万円

(5) 当座借越契約
一部の子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,050百万円
借入実行残高	1,150百万円
差引額	900百万円

(6) 手形債権流動化
手形債権の一部を譲渡し債権の流動化を行っております。なお、受取手形の流動化に伴い、信用補完目的の留保金額を流動資産その他に含めて表示していません。

受取手形の流動化による譲渡高	238百万円
信用補完目的の留保金額	94百万円

10. 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価の切り下げ額
売上原価 262百万円

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京地区	営業店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、長期前払費用
	共用資産	
京都地区	営業店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
兵庫地区	営業店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産、ソフトウェア

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等を基本単位としてグルーピングをしております。また賃貸用資産、遊休資産においても主に閉鎖した店舗等の各物件単位を最小単位として個々の資産毎にグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは、土地等の時価が帳簿価額より大幅に下落している場合、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（165百万円）として特別損失に計上いたしました。

※減損損失の内訳

営業店舗（建物及び構築物、工具、器具及び備品、長期前払費用） 153百万円

共用資産（建物及び構築物、工具、器具及び備品） 12百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しております。

11. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	93,335	—	—	93,335
合計	93,335	—	—	93,335

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)			当連結会計年度末残高(百万円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		
当社	第6回新株予約権	普通株式	5,281	—	—	5,281	10
	合計		5,281	—	—	5,281	10

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

12. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び安全資産に限定し、また、資金調達については銀行等からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

貸付金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務、借入金、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金 ※2	13,037		—
貸倒引当金	△571		
	12,465	12,465	—
(2) 長期貸付金 ※2	2,860		
貸倒引当金	△2,564		
	295	295	—
(3) 敷金及び保証金 ※2	2,830		
貸倒引当金	△45		
	2,784	2,754	△29
資産計	15,545	15,515	△29
(3) 長期借入金 ※3	112	110	△2
負債計	112	110	△2

※1 「現金及び預金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社出資金	263百万円

※4 長期借入金には流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超
受取手形及び売掛金	12,465百万円	－百万円	－百万円
長期貸付金	－百万円	295百万円	－百万円
合計	12,465百万円	295百万円	－百万円

2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	20百万円	15百万円	13百万円	13百万円	13百万円	36百万円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	－	12,465	－	12,465
長期貸付金	－	295	－	295
敷金及び保証金	－	2,754	－	2,754
資産計	－	15,515	－	15,515
長期借入金	－	110	－	110
負債計	－	110	－	110

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもってレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、回収期日までの期間を加味した割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

13. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、店舗並びに事務所の一部について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて0年～15年と見積り、割引率は0%～0.758%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,000	百万円
有形固定資産等の取得に伴う増加額	34	百万円
時の経過による調整額	1	百万円
資産除去債務の履行による減少額	△240	百万円
資産除去債務の戻入による減少額	△421	百万円
資産除去債務の履行差額による減少額	△30	百万円
簡便法から原則法への変更による増加額	12	百万円
期末残高	357	百万円

14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	リテール 事業	海外 事業	アセット・サ ービス事業	合計
日本	42,550	1,142	3,729	47,422
中国	—	6,992	—	6,992
その他	14	30	—	45
顧客との契約から生 じる収益	42,565	8,165	3,729	54,461
その他の収益	6	—	660	666
外部顧客への売上高	42,571	8,165	4,390	55,127

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 4 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債 (期首残高)	2,669
契約負債 (期末残高)	2,068

契約負債は主に、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

15. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 222円25銭
 (2) 1株当たり当期純利益 0円76銭

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

17. その他の注記

企業結合等関係

(共通支配下の取引等)

当社は、2022年3月2日開催の取締役会及び2022年3月30日開催の第46期定時株主総会の決議に基づき、2022年10月3日を効力発生日とする新設分割方式による会社分割を実施しました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称	貿易事業及びインバウンド関連商品の販売事業
事業の内容	輸出版売、訪日観光客向けの免税店運営

(2) 企業結合日

2022年10月3日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、ラオックス・トレーディング株式会社を新設分割設立会社とする新設分割

(4) 結合後企業の名称

ラオックス・トレーディング株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

経営環境の変化に対応して、グループ全体での経営目標の達成及びグループ会社の経営改革を推進し迅速な経営判断ができるような体制にすべく、また、インバウンド中心で事業展開してきたラオックス単体及びグループの事業構造を変革すべく、当社の持株会社体制への移行を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(事業分離)

当社は、2022年12月23日開催の取締役会決議に基づき、2022年12月29日付で当社の保有する尚陽楽購仕投資有限公司の出資持分の全てをHyperion Japan Investment Limitedに譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Hyperion Japan Investment Limited

(2) 分離した事業の内容

商業施設の運営

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、2016年に当時の合弁相手先と共同で尚陽楽購仕投資有限公司(旧社名:緑地楽購仕投資有限公司)を設立し、合弁会社を通じて千葉ポートスクエア(千葉市中央区間屋町)を取得・運営してきましたが、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な流行に端を発した経営環境の変化を受け、当該合弁関係を解消し、新たな事業の投資資金を確保することが当社グループの企業価値向上に役立つと判断しました。

(4) 事業分離日

2022年12月29日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする出資持分譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

49百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,372百万円
固定資産	7,132百万円
繰延資産	0百万円
資産合計	9,505百万円
流動負債	909百万円
固定負債	2,092百万円
負債合計	3,001百万円

(3) 会計処理

移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る出資金簿価との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

アセット・サービス事業

4. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の額

持分法による投資損失 53百万円

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100	19,289	22,913	42,203
当期変動額				
準備金から剰余金への振替		△8,289	8,289	-
欠損填補			△24,846	△24,846
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計		△8,289	△16,556	△24,846
当期末残高	100	11,000	6,356	17,356

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高		△24,846	△2,419	15,036
当期変動額				
準備金から剰余金への振替				-
欠損填補	24,846	24,846		-
当期純損失	△595	△595		△596
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	24,251	24,251	△0	△595
当期末残高	△595	△595	△2,419	14,441

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△3	△3	5	15,039
当期変動額				
準備金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
当期純損失				△595
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5	5	5	10
当期変動額合計	5	5	5	△584
当期末残高	2	2	10	14,454

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金……移動平均法による原価法
その他有価証券

市場価格のない株式等 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

①商品及び製品 先入先出法に基づく原価法

②原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。
建物（建物附属設備）2～39年、その他2～20年

②無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

店舗を賃借するために支出する権利金等は、当該賃貸借期間又は経済的耐用年数（2～14年）により期限内均等償却の方法によっており、その他は法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に資産計上し、3年で定額法により償却しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③製品補償損失引当金

当社が販売した製品のアフターサービス・製品補償に関する費用の支出に充てるため、必要な見積額を計上しております。

④厚生年金基金脱退損失引当金

厚生年金基金脱退に伴う負担支出に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑤転貸損失引当金

転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑥契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

⑦退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

⑧役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑨関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

卸売販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、当社グループが顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(7)外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 百万円未満の端数処理については計算書類の各数値をそれぞれ切捨て表示しております。
- ② 当社は、当事業年度より連結納税制度を適用しております。
- ③ 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、輸出版売については、従来、検収日に収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該累積的影響額はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ29百万円減少しておりますが、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失並びに利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月

4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産「その他」に含めていた「関係会社短期貸付金」(前事業年度1,070百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用「その他」に含めていた「有価証券運用損」(前事業年度1百万円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、特別損失「その他」に含めていた「店舗整理損」(前事業年度114百万円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。また、前事業年度に区分掲記していた「転貸損失引当金繰入額」(当事業年度17百万円)は、金額が僅少のため、当事業年度においては特別損失「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(転貸損失引当金、契約損失引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

転貸損失引当金256百万円、契約損失引当金572百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する事項)に記載しているため、注記を省略しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更)

当社は、当事業年度より従業員が大幅に減少し合理的な数理計算上の見積りを行うことが困難となったため、当事業年度から退職給付債務の計算を原則法から簡便法に変更しております。これにより、当事業年度の税金等調整前当期純損失が22百万円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1)棚卸資産の内訳

商品	4百万円
原材料及び貯蔵品	0百万円

- (2) 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記しているものを除く)
- | | |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 2,865百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 532百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 4,072百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 838百万円 |
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,067百万円
- (4) 担保提供資産
- | | |
|-------------|--------|
| 担保に提供している資産 | |
| 現金及び預金 | 199百万円 |
- 子会社の営業取引保証のため担保に供しているものであります。
- (5) 保証債務
- | | |
|--------------------------------|--------|
| 前払式支払手段に係る発行保証金保全基本契約書に対する債務保証 | |
| 株式会社加古川ヤマトヤシキ | 467百万円 |
| 株式会社加古川ヤマトヤシキ友の会 | 274百万円 |

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,714百万円
仕入高	9百万円
販売費及び一般管理費	87百万円
営業取引以外の取引による取引高	87百万円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
京都地区	営業店舗	建物、器具備品

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。また賃貸資産、遊休資産においても主に閉鎖した店舗の各物件単位を最小単位として個々の資産毎にグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスまたは、土地等の時価が帳簿価額より大幅に下落している場合、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(10百万円)として特別損失に計上いたしました。

※減損損失の内訳

用途(種類)	金額
営業店舗(建物、器具備品)	10百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,918	0	—	1,918
合計	1,918	0	—	1,918

(注) 普通株式の自己株式の増加の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)

繰越欠損金	8,702
減損損失	663
投資有価証券評価損	140
関係会社株式評価損	2,199
適格会社分割に伴う関係会社株式差額	259
貸倒当金	2,922
退職給付引当金	90
転貸損失引当金	86
契約損失引当金	192
関係会社整理損失引当金繰入額	124
子会社整理損失	415
資産除却債務	187
その他	221
繰延税金資産小計	16,205
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△8,702
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,503
評価性引当額小計	△16,205
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	2
その他	1
繰延税金負債合計	4
繰延税金負債の純額	4

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度において、当期純損失を計上したために記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	シャディ㈱	東京都港区	100 百万円	ギフト販売事業	所有直接 100%	役員の兼任 手形債権の 流動化 事業譲渡	経営指導料 の受入 手形債権 の流動化 流動化手数料 収入 事業譲渡	379 3,051 1 203	未収入金 未払金 — —	243 94 — —
子会社	ラオックス・ ロジスティクス㈱	栃木県 栃木市	10 百万円	物流事業	所有直接 100%	役員の派遣 資金の借入 資金の貸付	資金の借入 及び返済 資金の貸付	200 1,350	— 関係会社短期 貸付金	— 1,350
子会社	ラオックス・ トレーディング ㈱	東京都 港区	90 百万円	貿易事業	所有直接 100%	役員の兼任 会社分割	分割資産 分割負債 受入株式	2,603 445 2,158	— — —	— — —
子会社	ラオックス・ リアルエステート ㈱	東京都 千代田区	98 百万円	商業不動産 運営事業	所有直接 100%	役員の兼任 不動産賃貸 資金の貸付	不動産賃貸 収入 受取利息	200 43	長期未収入 金 (注4) 関係会社長期 貸付金 (注4)	2,095 2,180
子会社	㈱加古川ヤマ トヤシキ	兵庫県 加古川市	50 百万円	百貨店業	所有直接 100%	役員の兼任 債務保証 資金の貸付	債務保証 (注5) 資金の貸付 資金の回収	467 284 137	— 関係会社短期 貸付金	— 177
子会社	㈱加古川ヤマ トヤシキ友の 会	兵庫県 加古川市	20 百万円	商品販売 取次業	所有間接 100%	役員の派遣 債務保証 資金の借入	債務保証 (注6) 資金の借入	274 —	— 関係会社短期 借入金	— 300
子会社	ラオックス・ メディアソリュー ションズ㈱	東京都 文京区	10 百万円	サービス 業	所有直接 100%	役員の派遣 資金の貸付	資金の貸付	100	関係会社長期 貸付金 (注7)	365
子会社	上海禪誼貿易 有限公司	中国 上海市	18 百万円	物品卸売 事業	所有間接 100%	商品の販売 資金の貸付	資金の貸付 資金の回収	940 1,140	— 関係会社短期 貸付金	— 840
子会社	香港益業有限 公司	中国 香港	0 百万円	物品卸売 事業	所有間接 100%	商品の販売	売上高	878	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	楽購思(上海) 商貿有限公司	中国 上海市	46 百万円	物品卸売 事業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	破産更生債 権等 (注8)	261
子会社	楽購仕(南京) 商品採購有限 公司	中国 江蘇省	32 百万円	物品卸売 事業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	破産更生債 権等 (注8)	718
子会社	楽購仕(南京) 商貿有限公司	中国 江蘇省	31 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	破産更生債 権等 (注8)	678
子会社	楽購仕(北京) 商貿有限公司	中国 北京市	31 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	固定負債そ の他	288
子会社	楽購仕(上海) 商貿有限公司	中国 上海市	50 百万円	小売業	所有直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	-	-	固定負債そ の他	206

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 子会社との取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
3. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言等に対する対価として、各子会社ごとの業務の内容を勘案し決定しております。
4. 4,132百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において294百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 前払式支払手段に係る発行保証金保全契約に起因する債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
6. 前受業務保証金供託委託契約に起因する債務に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
7. 365百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において100百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
8. 債権債務相殺後の債権に対して604百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において30百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 収益認識基準に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表1. 重要な会計方針 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 158円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △6円51銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。